

酒田市新・生活様式対応応援補助金(ガイドライン対応型) ご案内

新型コロナウイルス感染症からの経済回復に向け、業況への影響を受けた中小企業者が業種別ガイドラインに基づいて「新しい生活様式への対応」に取り組む事業に対し、補助金を交付します。

1 補助対象事業

貸切バス業、タクシー業、運転代行業、一般貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、レンタカー業、自動車教習所を営む中小企業者（みなし大企業を除く）が業種別ガイドライン等に基づき「新しい生活様式」へ対応した環境整備を行う事業

2 補助対象者

交付申請日において、次に掲げるすべての要件に該当する中小企業者（みなし大企業を除く。）

- (1) 市内に事業所を置く事業者
- (2) 市内において、次のいずれかの事業を営む者
 - ① 貸切バス業、タクシー業、一般貨物自動車運送業、レンタカー業（いずれも東北運輸局許可業者）
 - ② 貨物軽自動車運送業（東北運輸局届出業者）
 - ③ 運転代行業（山形県公安委員会認定業者）、自動車教習所（同指定業者）
- (3) 納付期限の到来した市税を完納している者

3 補助率、補助金額、補助対象経費

- (1) 補助率 10/10以内
- (2) 補助金額 2万円～20万円（1事業者当たり上限20万円、2万円未満は交付対象外）
- (3) 補助対象経費 「新しい生活様式への対応」、「3密を避けるための非接触型・非対面型ビジネスモデルの構築」に係る下記の経費（税抜）

○補助対象とする経費

経費区分	説明
①機械装置等費	飛沫対策設備（仕切り用のアクリル板、透明ビニールシート、防護スクリーン等）、換気設備（換気扇、空気清浄機等）、移動販売車両等、事業の遂行に必要な機械装置等の購入経費及び施工経費
②システム構築費	EC販売やオンラインサービス、テレワーク環境の整備等に向けた専用ソフトウェアや情報システムの購入経費及び構築経費
③衛生用品費	衛生用品（マスク、ゴーグル、フェイスシールド、消毒液等）の購入経費
④広報費	テイクアウトや宅配サービス、新商品販売等に係る広報経費
⑤委託費	上記①から④に該当しない経費であって、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託（請負）するために支払われる経費（3密対策のための店舗改装又は移動販売車両への改修等、自ら実行することが困難な業務に限る。）

（注）汎用性があり、目的外使用になり得るものを除きます。

問い合わせ及び申請先
〒998-8540（住所記載不要） 酒田市商工港湾課
TEL:0234-26-5361 FAX:0234-22-3910
Email:kigyo@city.sakata.lg.jp

4 補助対象期間

補助金交付決定の日から令和3年1月31日（日）まで

（注）開始日は発注日（契約日）、完了日は補助対象経費の支払日とします。

対象期間は、令和2年4月7日（政府の緊急事態宣言の発令日）まで遡及可能とします。

5 申請手続き

(1) 申請方法

交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、郵送、FAX、メールのいずれかで申請

※交付申請書（様式第1号）は市ホームページからもダウンロードできます。

※FAX、メールでの申請の場合は、交付申請書（押印あり）のみ後日郵送してください。

(2) 提出書類【各1部】

- ① 補助金交付申請書（兼）請求書（様式第1号）
- ② 直近の確定申告書又は市県民税申告書の写し
- ③ 補助対象経費にかかる請求書及び領収書の写し
- ④ 補助対象内容の分かる写真
- ⑤ 補助金の振り込みを行う通帳の写し
- ⑥ 【1件（単価）50万円以上の補助対象経費の場合】2者以上の見積書の写し

(3) 申請期間

令和2年8月5日（水）から令和3年2月1日（月）まで

6 審査方法・結果の通知

(1) 補助対象事業の決定方法

補助対象事業は、以下の審査項目に基づき審査を行ったうえで、認定を受けた事業を対象として補助金の交付を決定します。

○審査項目

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 必要な提出資料がすべて提出されていること② 「1 補助対象事業」及び「2 補助対象者」の要件に合致すること |
|--|

(2) 結果の通知

認定結果は補助金交付決定通知書により通知します。

7 補助金の支払い

事業者への補助金の支払いは、事業完了後の精算払とします。

8 その他

補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、事業終了した翌年度から起算して5年間保存しなければなりません。